

1 調査対象期間中、無職無収入の場合

(1) 扶養手当の支給対象である被扶養者について

原則、提出書類はありません。ただし、19歳以上の学生については在学証明書（原本）または学生証の写しをご提出ください。

なお、学生でない被扶養者について、前年度の調査において給与収入があり、今年度も引き続き給与収入があると考えられる場合は、所属所共済組合事務担当課を経由して、共済組合から確認を求めさせていただきます。

(2) 扶養手当の支給対象でない被扶養者について

被扶養者の令和3年度（令和2年中）の所得証明書をご提出ください。被扶養者が子の場合は、組合員及び配偶者の令和3年度（令和2年中）の所得証明書をご提出ください（組合員が子の親である組合員他方と離別または死別している場合は、所得証明書の提出は不要です。）。

また、19歳以上の学生については在学証明書（原本）または学生証の写しをご提出ください。

！非課税の収入（給付等も含む）も被扶養者の収入に含める場合があります！

課税・非課税に問わず収入がある方は、収入に関する書類をご提出ください。

※例：遺族年金、障害年金、傷病手当、雇用保険失業給付など